

後期高齢者医療制度 (長寿医療制度)

が改善されました

後期高齢者医療制度は、75歳以上(一定の障害があると認められた方は65歳以上)の方を対象とした医療制度です。

今回、今までの保険料の軽減措置に加え平成20年度に限り所得の低い方の保険料が下がることになりました。



変更点

平成20年度に限り、所得の低い方の保険料の負担が軽くなります。

均等割額

7割軽減されている方は、**8.5割軽減**となります。

所得割額

「賦課のもととなる所得金額」が58万円以下の方は所得割額が**5割軽減**となります。

※公的年金収入だけの場合は、年額211万円以下で所得割額が5割軽減となります。

※これらの軽減措置は、手続き不要です。

詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください。

(平成20年10月作成)

変更点

会社の健康保険等の被扶養者であった方の保険料が、平成20年度に限り、特例措置としてさらに軽減されます。

これまで自分で保険料を払っていなかった、会社の健康保険等の被扶養者であった方は、後期高齢者医療制度の被保険者の資格を得た日の属する月から2年間は、保険料の所得割額の負担がなく、均等割額のみ賦課され、これが5割軽減されます。

ただし、所得の低い方で均等割額の7割軽減に該当する場合は、7割軽減が優先されます。

変更前

適用期間	軽減内容	
	均等割額	所得割額
資格を得た日の属する月から2年間	5割軽減	かかりません

変更後

適用期間	軽減内容	
	均等割額	所得割額
特例	平成20年4月から9月まで	かかりません
	平成20年10月から平成21年3月まで	9割軽減

平成20年4月から9月までの半年間は、保険料負担が全額免除され、10月から平成21年3月までの半年間は、保険料の9割が軽減されます。

平成20年度の保険料年額が1,900円となります。

【お問い合わせ先】

お住まいの市町村後期高齢者医療担当課または
秋田県後期高齢者医療広域連合

〒010-0951 秋田市山王四丁目2-3 秋田県市町村会館1階

【業務課】 TEL.018-853-7155

【総務課】 TEL.018-838-0610 FAX.018-838-0611

ホームページ <http://www.akita-kouiki.jp/>